



ゆづぎ

発行

白井市商工会広報・情報化委員会
E-mail shokokai@shiroi.or.jp
URL http://www.shiroi.or.jp
TEL 047(492)0721
FAX 047(491)9884
〒270-1422 千葉県白井市復1458番

2020年119号

市内事業者の皆さまへ ～白井市からのお知らせ～

「①白井市
中小企業経営支援金制度」
の申請は2月26日(金)まで、

「②白井市
中小企業持続化応援金制度」
の申請は1月29日(金)までです!

新型コロナウイルス感染症の影響を受け、厳しい経営環境にある中小企業者等の皆さまに千葉県は「千葉県中小企業再建支援金」を1月31日(日)を申請期限として給付を行っています。(国の持続化給付金の申請期限は1月15日(金)まで)市ではその上乘せとなる「①白井市中小企業経営支援金」や、それらを受けることができない事業者等の方に対し「②白井市中小企業持続化応援金」としてそれぞれ10万円を給付し、経営を支援・応援していますが、下記申請期限までに申請がない場合は給付ができなくなりますので、希望される場合はお早めに申請をお願いします。

①「白井市中小企業経営支援金」

●対象者

・市内に事業所を有し千葉県中小企業再建支援金の交付決定を受けている事業者

●金額 10万円

●締切 令和3年2月26日(金) (必着)

●申請方法 郵送

※申請書類は市ホームページからダウンロード又は市産業振興課窓口、市公民センター、市商工会窓口で配布

※それぞれ詳細はホームページなどにあります申請要領をご覧ください。

②「白井市中小企業持続化応援金」

●対象者

・市内に主たる事業所を有する中小企業基本法第2条第1項における会社及び個人、社会福祉法人、医療法人、NPO法人、一般社団・財団法人、公益社団・財団法人または組合等

・売上が前年同月比(令和2年1月～12月の内、任意のひと月)と比較して20%以上減少した事業者

・千葉県中小企業再建支援金または白井市中小企業経営支援金の交付を受けていない事業者。

・今後も継続して、市内で事業活動を行う意志がある事業者。

●金額 10万円

●締切 令和3年1月29日(金) (必着)

●申請方法 郵送

新型コロナウイルス感染拡大防止

のための皆さまへのお願い

～千葉県より～

千葉県では、店舗や事務所、社会福祉施設などでクラスターの発生も相次ぎ、新型コロナウイルスの1日当たりの新規感染者数が大幅に増加している状況です。全国的にも急速な感染拡大が懸念されています。

これ以上の感染拡大を防ぐためには、県民の皆さま、お一人おひとりが「新しい生活様式」を実践し、適切な感染防止対策を徹底する必要があります。県民、事業者の皆さまの御理解・御協力をお願いします。

感染リスクが高まる「5つの場面」

場面① 飲酒を伴う懇親会



場面③ マスクなしでの会話



場面② 大人数や長時間に及ぶ飲食



場面④ 狭い空間での共同生活



場面⑤ 居場所の切り替わり(仕事での休憩時間)



「感染リスクが高まる※『5つの場面』」を踏まえ、県民の皆さまには、特にこのような場面における感染防止対策の徹底をお願いします。また、特に事業者の皆さまは、各事業所においてこのような場面が具体的にどこにあるのかを検討し、業種別ガイドラインに記載された対策を、現場で確実に実践していただきますようお願いいたします。

換気と適度な保湿について

「寒冷な場面における新型コロナの感染防止等のポイント」を参考に、県民、事業者の皆さまは、冬期においても適切な室内環境(温度・湿度等)を維持しつつ、十分な換気を行うようお願いいたします。

寒冷な場面における新型コロナ感染防止等のポイント

1. 基本的な感染防止対策の実施

- マスクを着用(ウイルスを移さない) ○人と人の距離を確保(1mを目安に)
- 「5つの場面」感染リスクを下げながら会食を楽しむ工夫 ○3密を避ける、大声を出さない。

2. 寒い環境でも換気の実施

- 機械換気による常時換気を。(強制的に換気を行うもので2003年7月以降は住宅にも設置。)
- 機械換気が設置されていない場合は、室温が下がらない範囲で常時窓開け(窓を少し開け、室温は18℃以上を目安!)、また、連続した部屋等を用いた2段階の換気やHEPAフィルター付きの空気清浄機の使用も考えられる。(例:使用していない部屋の窓を大きく開ける)
- 飲食店等で可能な場合は、CO2センサーを設置し、二酸化炭素濃度をモニターし、適切な換気により1000ppm*以下を維持 *機械換気の場合。窓開け換気の場合は目安。

3. 適度な保湿(湿度40%以上を目安)

- 換気しながら加湿を(加湿器使用や洗濯物の室内干し) ○こまめな拭き掃除を

※申請書類は市ホームページからダウンロード又は市産業振興課窓口、市公民センター、市商工会窓口で配布

※それぞれ詳細はホームページなどにあります申請要領をご覧ください。

■問合せ 〒270-1492 白井市復1123 白井市市民環境経済部産業振興課 商工振興班
電話 047-492-1111(内線3241～3243) FAX 047-491-3554
Mail syoukou-shinkou@city.shiroi.chiba.jp

新規加入会員のご紹介

ご入会頂き誠に有難うございます

事業所名	住所	電話番号	業種
嶋田バイク販売	白井 418	407-1559	オートバイ修理・販売
株式会社 マツヤ	中 445-3	497-0903	ガソリンスタンド
蕎麦やまもと	根 121-15	498-4810	飲食業
齋藤庭店	富士 73-67	080-6663-6881	造園業
共同総合	富士 65	460-9777	機械設置・搬出入
徳寿し	富士 70-9	444-5335	飲食業
有限会社 シーエヌテサービス	富士 226-13	401-8731	コンピューターシステム コンサルタント
八仙測量登記事務所	根 1726-4-B	402-4377	測量・不動産登記
株式会社 七和ペイント	根 1661-18	407-1118	塗装工事業

償却資産（固定資産税）の申告をお願いします ～申告は2月1日（月）までに～

○申告対象の償却資産とは？

工場や商店、農業等を営んでいる個人や法人、または賃貸住宅、駐車場などを貸し付けている方が、その事業のために用いている構築物、機械、車両、工具、備品などの事業用資産です。（土地及び家屋以外）

○申告期限 **令和3年2月1日（月）**

市内に償却資産を所有されている方（個人・法人）は、令和3年1月1日現在の所有状況を申告してください。（税務署への確定申告とは別に申告が必要です。）

※市への償却資産の申告は法律で義務付けられています。

※正当な理由がなく申告をしないときは過料が科される場合があります。

※適正な課税のため、固定資産台帳の写しの提出をお願いしたり、実地調査のために伺うことがあります。（地方税法第353条、同第408条）

○申告書の取得・申告方法

取得：HP、郵送（担当係にお問い合わせください）、窓口申告：電子申告（eLTAX）、郵送、窓口

○新型コロナウイルス感染症に関連した特例について

中小事業者等への固定資産税及び都市計画税の特例措置があります。

（詳細：配布資料「新型コロナウイルス感染症の影響により事業収入が減少した中小事業者等の令和3年度分の固定資産税・都市計画税の軽減制度について」を御覧ください。）

対象となる償却資産の例

業種	償却資産の例
工場・建設業	各種製造設備（施盤、金型、プレス機など）、受変電設備、ブルドーザー、ポンプ、ポータブル発電機、パワーショベル、その他大型特殊自動車など
医院・歯科医院	各種医療機器（ベッド、手術台、X線装置）など
飲食店・小売店	接客用家具、備品、厨房設備、自動販売機、商品陳列棚、自動販売機、冷蔵庫など
不動産賃貸業 （駐車場・アパートの貸付）	アスファルト舗装、自転車置き場、外構工事など
共通	パソコン、コピー機、エアコン（壁掛け型）、キャビネット、広告塔、案内板、舗装路面、駐車場設備、基礎のない事業用の倉庫（注1）、太陽光発電設備（注2）

（注1） **固定資産税の家屋の要件に該当しない事業用の倉庫は申告対象です。**

家屋の要件：外気分断性、定着性、用途性 未登記の家屋を新築・増築・取壊し・売買等をした場合は、担当係にご連絡ください。

（注2） **太陽光発電設備は設置方法等によっては、申告対象になります。** 詳しくは担当係にお問い合わせください。

問合せ先 白井市役所 課税課固定資産税係 電話047-492-1111 内線 3264～3266

石田信昭 前会長 秋の叙勲 （旭日双光章）受章

様々な分野で社会に貢献した人を国が表彰する「秋の叙勲」に、白井市商工会、前会長の石田信昭氏が受章されました。

石田氏は、平成11年5月に白井町議会議員に当選以来、公職に就かれ白井市議会運営委員長、白井市議会議長を歴任し、並行して平成12年5月から白井市商工会理事として、平成18年5月からは会長として市内商工業の振興と発展並びに商工会の円滑な運営に尽力し、平成21年5月に千葉県商工会連合会役員に就任。



その後、副会長も歴任し、県下商工会の運営指導にも尽力いただきました。この度の受章、誠にありがとうございます！

雇用調整助成金の特例措置等を延長します （厚生労働省）

12月末に期限を迎える雇用調整助成金の特例措置、緊急雇用安定助成金、新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金（以下「雇用調整助成金の特例措置等」という。）については、**令和3年2月末**まで延長します。

そのうえで、感染防止策と社会経済活動の両立が図られる中で、休業者数・失業者数が急増するなど雇用情勢が大きく悪化しない限り、雇用調整助成金の特例措置等は、段階的に縮減を行っていきます。

会員事業所向け健康診断の実施中

福利厚生事業の一環として、毎年実施している会員事業所向け健康診断を実施中です。受診希望の会員におかれましては別紙（郵送済み）案内にてお申し込みください。

（会員価格にて受診できます。申込書・要領は会員宛郵送済み）

受診期間：令和3年3月15日（月）まで

（毎週火曜日、年末年始は休診）

受診受付：令和3年3月8日（月）まで

受診場所：千葉白井病院

白井市復1439-2

電話047-497-6801

申込方法：申込書記入のうえFAXにて直接、病院へお申し込みください。



人も、会社も、もっと元気に！

中退共済制度

◆掛金の一部を国が助成
◆掛金は全額非課税。手数料も不要
◆外部積立型なので管理が簡単
◆パートさんの加入もOK

詳しくはホームページへ
中退共 検索

（独）勤労者退職金共済機構 中小企業退職金共済事業本部
TEL.03-6907-1234 FAX.03-5955-9211